

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備				
担当部局	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課				
評価実施時期	令和 2年 2月				
評価実施時期	電話番号:03-5253-5909 e-mail:radio.act.review@ml.soumu.go.jp				
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>近年インターネットを用いた売買が活発に行われる中、電波法(以下「法」という。)の技術基準に適合していない無線機器(以下「技術基準不適合機器」という。)と見られる機器<sup>(※1)</sup>をインターネットショッピングサイトに掲載する販売業者が多数見られるようになってきた。この結果、無線の知識が乏しい一般消費者がこのような技術基準不適合機器を容易に入手できる状況となっており<sup>(※2)</sup>、購入者により、当該機器が法に違反して使用され、他の無線局に対して混信その他の妨害を与えるおそれが高まっている。</p> <p>しかし、現行法は、総務大臣が電波監視等によって妨害を把握することを前提として、当該妨害の発生を勧告発動の一要件としている。このため、総務大臣が技術基準不適合機器の存在を把握し、当該機器による重大な混信等が発生する可能性を認識した場合であっても、実際に妨害を与えない限り、総務大臣は技術基準不適合機器の製造業者、輸入業者又は販売業者(以下「製造業者等」という。)に対し勧告することができないという状況となっている。</p> <p>また、勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合、現行法においては、妨害を受けた無線局が「重要無線通信」<sup>(※3)</sup>を行う無線局でない場合は、妨害を与えた技術基準不適合機器が広く販売されることにより重要無線通信に混信等の妨害を与えるおそれがある場合であっても、勧告に係る措置を確実に実施させるための命令を行うことができない。</p> <p>技術の進歩に伴い、今後、自動運転に用いられる車車間通信など、重要無線通信でなくとも、通信に妨害を与えられることにより社会的に重大な悪影響が生じるため当該悪影響の発生を確実に防ぐ必要のある無線通信が、多数実用化されることが見込まれる。そのような状況の中、今回の法改正(以下「本改正」という。)を行わなかった場合に、妨害が発生しなければ勧告を行えず、妨害を与えられた無線局が重要無線通信を行うものでなければ命令を行えないため、当該悪影響の発生を効果的に抑止することが困難な状況をベースラインとする。</p> <p>※1 例えば、大手インターネットショッピングサイトにおいて、5.8GHz帯の電波を放射する海外製のWi-Fi機器が販売されている。我が国においては、ETCシステムが5.8GHz帯を使用していることから、当該Wi-Fi機器の使用により、ETCシステムが妨害された場合は遮断機が適切に作動せず、追突事故が発生するおそれがある。</p> <p>※2 総務省はインターネットで販売されている無線機器を購入し、その調査結果を公表する取組み(試買テスト)を定期的に行っており、その結果をホームページにて公表している(<a href="https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/">https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/</a>)。</p> <p>※3 「重要無線通信」とは、890MHz以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で、次のいずれかに該当するもの(法102条の2第1項)。 ①電気通信業務用、②放送業務用、③人命・財産の保護/治安維持用、④気象業務用、⑤電気事業に係る電気供給の業務用、⑥鉄道事業に係る列車運行業務用</p>				
	<p>【課題及び課題の発生原因】</p> <p>(課題) 技術基準不適合機器による悪影響の発生を効果的に抑止すること</p> <p>(課題の発生原因) 近年、インターネットショッピングサイト上で、我が国の技術基準に適合していないと見られる無線機器も販売されており、このような技術基準不適合機器が購入者に使用されることにより他の無線局を著しく妨害する危険性が高まっている。しかしながら、現行規定では、次の事情から、技術基準不適合機器による悪影響の発生を効果的に抑止することが困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に妨害が発生しなければ勧告を行うことができない仕組みとなっていること</li> <li>・「重要無線通信」を行う無線局に対して実際に妨害を与えた場合でないと、勧告に係る措置を命令できないこと</li> </ul> <p>【規制の内容】 妨害が実際に発生していなくとも、技術基準不適合機器が使用されることにより妨害を与えるおそれがあるときは、総務大臣が、その製造業者等に対して勧告できるようにする。また、勧告に従わなかった旨を公表されてもなお正当な理由なく製造業者等が当該勧告に従わなかった場合には、実際に重要無線通信を行う無線局が妨害を受けたときだけでなく、その適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものの運用に重大な悪影響を与えるおそれがあるときにも、総務大臣が、製造業者等に対し、当該勧告に係る措置を講ずるよう命令できるようにする。</p>				
規制の費用	<table border="1"> <tr> <td>(遵守費用)</td> <td>総務大臣が、技術基準不適合機器の製造業者等に対し、当該機器の回収等の必要な措置を勧告し、又は勧告に係る措置を講ずべきことを命じた場合には、これらの者において当該措置を講ずるための費用が発生する。なお、当該費用は、ケースバイケースであり、金銭価値化するのには困難である。</td> </tr> <tr> <td>(行政費用)</td> <td>総務大臣が勧告・命令を行う際の費用が発生する。</td> </tr> </table>	(遵守費用)	総務大臣が、技術基準不適合機器の製造業者等に対し、当該機器の回収等の必要な措置を勧告し、又は勧告に係る措置を講ずべきことを命じた場合には、これらの者において当該措置を講ずるための費用が発生する。なお、当該費用は、ケースバイケースであり、金銭価値化するのには困難である。	(行政費用)	総務大臣が勧告・命令を行う際の費用が発生する。
(遵守費用)	総務大臣が、技術基準不適合機器の製造業者等に対し、当該機器の回収等の必要な措置を勧告し、又は勧告に係る措置を講ずべきことを命じた場合には、これらの者において当該措置を講ずるための費用が発生する。なお、当該費用は、ケースバイケースであり、金銭価値化するのには困難である。				
(行政費用)	総務大臣が勧告・命令を行う際の費用が発生する。				
規制の効果(便益)	<table border="1"> <tr> <td>(直接的効果(便益))</td> <td>本改正により勧告・命令の対象を見直し、他の無線局に対する妨害のおそれが生じた段階で技術基準不適合機器の製造業者等に勧告・命令を行うことができるようになることにより、当該機器が引き起こす妨害により生じる損失を回避することが期待できる。</td> </tr> <tr> <td>(副次的・波及的な影響)</td> <td>他の無線局に対する妨害のおそれが生じた段階で、勧告・命令を行うことができることから、製造業者等は技術基準不適合機器を製造、輸入又は販売(以下「製造等」という。)することのないよう、より努力することが考えられ、技術基準不適合機器の流通量が減少する可能性がある。</td> </tr> </table>	(直接的効果(便益))	本改正により勧告・命令の対象を見直し、他の無線局に対する妨害のおそれが生じた段階で技術基準不適合機器の製造業者等に勧告・命令を行うことができるようになることにより、当該機器が引き起こす妨害により生じる損失を回避することが期待できる。	(副次的・波及的な影響)	他の無線局に対する妨害のおそれが生じた段階で、勧告・命令を行うことができることから、製造業者等は技術基準不適合機器を製造、輸入又は販売(以下「製造等」という。)することのないよう、より努力することが考えられ、技術基準不適合機器の流通量が減少する可能性がある。
(直接的効果(便益))	本改正により勧告・命令の対象を見直し、他の無線局に対する妨害のおそれが生じた段階で技術基準不適合機器の製造業者等に勧告・命令を行うことができるようになることにより、当該機器が引き起こす妨害により生じる損失を回避することが期待できる。				
(副次的・波及的な影響)	他の無線局に対する妨害のおそれが生じた段階で、勧告・命令を行うことができることから、製造業者等は技術基準不適合機器を製造、輸入又は販売(以下「製造等」という。)することのないよう、より努力することが考えられ、技術基準不適合機器の流通量が減少する可能性がある。				
費用と効果(便益)の関係	勧告・命令の発動要件を緩和することによって、重大な悪影響の発生を未然に防止することが可能となる便益が生じる。一方、製造業者等に対する負担は、技術基準不適合機器が妨害又はそのおそれが生じた場合のみ発生するもので、製造業者等が電波法に定める技術基準に適合する無線設備を製造等している限りは、費用は発生しない。よって、今回の改正に伴う費用は、便益に見合ったものであり、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。				
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】</p> <p>電波有効利用成長戦略懇談会令和元年度フォローアップ会合追加提言においては、「総務省が技術基準不適合機器の流通を把握した場合は、実際に混信等が発生しなくとも、必要に応じて勧告等によりこれらの機器の流通を抑止できるようにすることが適当である。</p> <p>また、IoTの進展に伴い様々な無線通信が社会のあらゆる分野で活用されていることから、電波法に定義されている「重要無線通信」以外の無線通信であっても、妨害を受けることにより国民生活に重大な影響が生じ得るものが新たに提供されるようになってきている。このため、こうした無線通信への妨害についても、重要無線通信と同様に、確実に是正措置が講じられる仕組みとすることが適当である。」とされている。</p>				
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】</p> <p>改正法の施行後3年以内に、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>問題事例が生じた場合における勧告及び命令を行った件数、内容、勧告又は命令を受けた者の対応状況等を把握することとする。</p>				
備考					